

2、3学年の生徒と保護者様

北海道恵庭北高等学校長

返還する必要のない「奨学のための給付金」の申請について（ご案内）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育に対しご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

このことについて、北海道教育委員会では授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が生活保護または非課税世帯に対し、返還する必要のない給付金の制度をおこなっています。

支給要件を満たし給付を希望する場合は、本校ホームページにて申請関係書類ダウンロードし、必要事項を記入後、添付書類を添えて期日までに提出お願いします。印刷ができない場合、申請関係書類は本校で用意しておりますので、事前に本校事務室までご連絡願います。

記

- 1 提出期限 ②令和6年8月26日（月）まで（郵送での提出も可能）
- 2 提出場所 北海道恵庭北高等学校 事務室
- 3 支給要件
 - ・ 令和6年7月1日（基準日）現在で次の要件を全て満たしていること
 - ・ 生活保護受給世帯または令和6年度分道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税世帯
 - ・ 生徒が平成26年4月1以降の入学者であり、基準日に在学していること。
 - ・ 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。単身赴任等で保護者等の一方が他の都道府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は北海道に申請が可能です。
- 4 提出書類申請に必要な提出物
 - ・ 様式第1-1号 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（表・裏 両面印刷）
 - ・ 様式第3号 口座振込申出書
 - ・ 親権者全員の令和6年度所得課税証明書(原本)（※この給付金の申込のみ控除配偶者の分も提出が必要です）
 - ・ 令和6年7月1日以降証明日の生活保護受給証明書、または様式第2号生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書のいずれか。（※生活保護受給者限定）
- 5 提出する際の注意点 次のいずれかに該当する場合は給付対象外です。
 - ・ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象者とならない場合。
 - ・ 「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金を受けている場合。
 - ・ 児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で見学旅行費または特別育成費が措置されている。
- 6 添付書類に関する注意点
 - ・ 15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付してください。また、健康保険証に記載されている「世帯主」又は「被保険者」が申請者と異なる場合は、別紙にある様式第4号 扶養誓約書の提出が必要です。
- 7 照会先・連絡先 恵庭北高等学校事務室 担当：正源（ショウゲン）TEL：0123-36-8111